

残余財産の処分に関する件

特定非営利活動法人ネパール治水砂防技術交流会定款第 42 条の規定に基づき、以下のとおり処分することとする。

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1 譲渡先 | 国 |
| 2 譲渡財産 | 流動資産（現金）
10万円（現時点見込み） |